

平成 27 年度第 3 回経営協議会議事要録

- 1 日 時 平成 27 年 11 月 30 日(月) 14:10～15:40
- 2 場 所 ホテルアソシア豊橋 5 階「チェリールーム」
- 3 出席者 議長 学長
鎌土委員, 合田委員 (委任状提出), 小畑委員, 佐原委員 (委任状提出), 古野委員 (委任状提出), 吉川委員 (委任状提出), 大貝委員, 井上委員 (委任状提出), 鈴木委員, 寺嶋委員
- 4 列席者 水谷監事, 石川監事, 神野特別顧問

5 議 題

[審議事項]

- (1) 学長選考会議委員の交代について
- (2) 平成 27 年度変更予算等について
- (3) 財政制度等審議会における財務省提案に関する声明について
- (4) 第 3 期中期目標期間に係る財務基本方針について
- (5) 本学関係諸規程等の一部改正について
 - <特別貢献手当に係る関係規則等の一部改正について>
 - ア 国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則の一部改正
 - イ 国立大学法人豊橋技術科学大学契約職員就業規則の一部改正
 - ウ 国立大学法人豊橋技術科学大学特定職員就業規則の一部改正
 - エ 国立大学法人豊橋技術科学大学再雇用職員就業規則の一部改正
 - オ 国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程の一部改正
 - カ 国立大学法人豊橋技術科学大学年俸制適用職員給与規程の一部改正
 - <マイナンバー制度の導入に係る関係規則の一部改正について>
 - キ 国立大学法人豊橋技術科学大学契約職員就業規則の一部改正
 - ク 国立大学法人豊橋技術科学大学パートタイム職員就業規則の一部改正
 - ケ 国立大学法人豊橋技術科学大学特定職員就業規則の一部改正
 - <夏季休日の変更に伴う関係規則等の一部改正について>
 - コ 国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則の一部改正
 - サ 国立大学法人豊橋技術科学大学契約職員就業規則の一部改正
 - シ 国立大学法人豊橋技術科学大学パートタイム職員就業規則の一部改正
 - ス 国立大学法人豊橋技術科学大学特定職員就業規則の一部改正
 - セ 国立大学法人豊橋技術科学大学役員給与規程の一部改正
 - ソ 国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程の一部改正
 - タ 国立大学法人豊橋技術科学大学年俸制適用職員給与規程の一部改正

(6) その他

[報告事項]

- (1) 平成 28 年度概算要求について
- (2) 平成 27 年度資金運用実績について
- (3) 平成 26 事業年度決算及び平成 27 事業年度中間決算の状況等について
- (4) 平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価結果について
- (5) 第 3 期中期目標・中期計画について
- (6) 平成 27 年度人事院勧告の内容について
- (7) グローバル対応学生宿舍の整備について
- (8) その他

[その他事項]

- (1) 豊橋技術科学大学関係新聞記事について

6 議 事

議事に先立ち, 平成 27 年度第 2 回議事要録 (案) について, 原案どおり確認された。

[審議事項]

- (1) 学長選考会議委員の交代について
学長から, 資料「審議 1」に基づき, 武藤委員が辞任されたことによる学長選考会議委員

の交代について、説明があり、鎌土委員の学長選考会議委員就任について承認された。

(2) 平成 27 年度変更予算等について

鈴木理事・事務局長から、資料「審議 2」に基づき、平成 27 年度変更予算及び目的積立金の使途について説明があり、審議の結果、承認された。

主な説明内容は次のとおり。

- ・一般会計の収入面においては、4月の当初配分時の見込みから授業料収入等の増により増額、支出面においては、4月の当初配分時の見込みから人件費支出予定分の減等により減額。これらを総合して、変更予算案を作成。
- ・その他補助金会計については、4月の当初配分時には交付金が未定であった各種補助金等の交付額の決定による追記等で増額となっている。
- ・変更予算の使途については、人件費は人事院勧告対応等に充て、物件費は系長裁量経費、教員数積算経費増額、学内環境整備費（防犯カメラ設置）、開学 40 周年記念事業経費等に充てる。
- ・目的積立金の使途については、第 3 期中期目標期間に実施する大型事業に充てる。

(3) 財政制度等審議会における財務省提案に関する声明について

学長から、資料「審議 3」に基づき、財務省財政制度等審議会の財政制度分科会において示された、国立大学法人運営費交付金に関する提案に関して、経営協議会学外委員名で、「国立大学法人運営費交付金による教育研究への基盤的経費の充実を求める声明」を発表することについて説明があり、審議の結果、承認された。

なお、文言等の軽易な修正等があった場合の取扱いについては学長に一任願う旨説明があり、併せて承認された。

(4) 第 3 期中期目標期間に係る財務基本方針について

鈴木理事・事務局長から、資料「審議 4」に基づき、第 3 期中期目標期間に係る財務基本方針（案）について説明があり、審議の結果、同案を基本に、今後見込まれる、平成 28 年予算編成等の閣議決定等も踏まえつつ、引き続き精査していくことが承認された。

最終案については次回経営協議会において審議する旨確認された。

(5) 本学関係諸規程等の一部改正について

大貝理事・副学長から、資料「審議 5」に基づき、本学関係諸規程等の一部改正について説明があり、審議の結果、以下の規則等の一部改正について、承認された。

<特別貢献手当に係る関係規則等の一部改正について>

ア 国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則の一部改正

イ 国立大学法人豊橋技術科学大学契約職員就業規則の一部改正

ウ 国立大学法人豊橋技術科学大学特定職員就業規則の一部改正

エ 国立大学法人豊橋技術科学大学再雇用職員就業規則の一部改正

オ 国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程の一部改正

カ 国立大学法人豊橋技術科学大学年俸制適用職員給与規程の一部改正

<マイナンバー制度の導入に係る関係規則の一部改正について>

キ 国立大学法人豊橋技術科学大学契約職員就業規則の一部改正

ク 国立大学法人豊橋技術科学大学パートタイム職員就業規則の一部改正

ケ 国立大学法人豊橋技術科学大学特定職員就業規則の一部改正

<夏季休日の変更に伴う関係規則等の一部改正について>

コ 国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則の一部改正

サ 国立大学法人豊橋技術科学大学契約職員就業規則の一部改正

シ 国立大学法人豊橋技術科学大学パートタイム職員就業規則の一部改正

ス 国立大学法人豊橋技術科学大学特定職員就業規則の一部改正

セ 国立大学法人豊橋技術科学大学役員給与規程の一部改正

ソ 国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程の一部改正

タ 国立大学法人豊橋技術科学大学年俸制適用職員給与規程の一部改正

なお、文言等の軽易な修正等があった場合の取扱いについては学長に一任願う旨説明があり、併せて承認された。

主な説明内容は次のとおり。

<特別貢献手当に係る関係規則等の一部改正について>

- ・報奨金を特別貢献手当に変更する。

<マイナンバー制度の導入に係る関係規則の一部改正について>

- ・マイナンバー制度の導入に伴い、税務関係・社会保障関係等の行政手続きが必要となる。
- ・職員の採用に係る提出書類にマイナンバーが記載された個人番号カードの写し又は通知カードの写しを追加。

<夏季休日の変更に伴う関係規則等の一部改正について>

- ・平成 28 年度から国民の祝日として、8 月 11 日が「山の日」として新設されることに伴い、本学の夏季休日の見直しを行うとともに、給与支給日の変更、勤務 1 時間当たりの給与額等の算出が変更となる。

[報告事項]

(1) 平成 28 年度概算要求について

鈴木理事・事務局長から、資料「報告 1」に基づき、平成 27 年度に係る文部科学省及び本学の概算要求の状況について、報告があった。

主な説明内容は次のとおり。

- ・現在、文部科学省から全ての国立大学分を合わせて、財務省に要求し、査定作業中。
- ・本学から文部科学省へ概算要求するにあたって選択することとされていた、機能強化の方向性に応じた 3 つの重点支援の枠組みについては、「重点支援 1：主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学」を選択した。
- ・運営費交付金は平成 28 年度より基幹運営費交付金及び特殊要因運営費交付金の 2 区分となり、基幹運営費交付金の内数として機能強化経費が区分される。
- ・基幹運営費交付金は、平成 27 年度予算より増額となっている。
- ・ただし、機能強化促進係数、運営費交付金の減等の動向が未定であり、今後変動することが見込まれる。
- ・機能強化経費については、約 2 億 8 千万円が文部科学省から財務省へ概算要求されている。
- ・施設整備費補助金の新規事業として、図書館改修の 1 事業が財務省に要求された。

(2) 平成 27 年度資金運用実績について

鈴木理事・事務局長から、資料「報告 2」に基づき、平成 27 年度資金運用実績（4 月～9 月実績）について、報告があった。

主な説明内容は次のとおり。

- ・余裕金の運用に関する取扱要項の規定に基づき報告。
- ・年間の運用益は昨年度と比較し増額が見込まれる。
- ・引き続き東海・北陸地区国立大学法人で資金の共同運用を行っている。（今年度から、北陸地区の国立大学法人が加わり、12 大学により共同運用を行っている。）

(3) 平成 26 事業年度決算及び平成 27 事業年度中間決算の状況等について

鈴木理事・事務局長から、資料「報告 3」に基づき、平成 26 事業年度決算及び平成 27 事業年度中間決算の状況等について、報告があった。

主な説明内容は次のとおり。

- ・平成 26 会計年度決算については、既に 6 月 22 日開催の経営協議会にて審議及び承認を経て、文部科学省に提出した。
- ・平成 26 事業年度財務諸表については、全ての国立大学分について、文部科学省と財務省の協議が終了し、平成 27 年 8 月 31 日付けで文部科学大臣から承認を得ており、既に官報公告、本学ホームページ掲載により公表している。
- ・財務レポートについては、本会議の後、本学ホームページにて公表する。
- ・平成 26 事業年度の中間決算については、9 月末集計時点の財務状況について昨年度同時期との比較を行うと、平成 25 年度及び平成 26 年度交付大型補助金等の有形固定資産の減価償却により、資産の残存価格が減少している等により、資産全体としては減少している。

(4) 平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価結果について

寺嶋副学長から、資料「報告 4」に基づき、11 月 6 日付けで国立大学法人評価委員会から通知のあった平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価結果について、報告があった。主な説明内容は次のとおり。

- ・業務運営・財務内容等の状況に係る 4 項目における評価結果については、すべて「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。」であった。
- ・「戦略性が高く意欲的な計画」に、スーパーグローバル大学創成事業関係が新たに認定された。
- ・平成 26 年度の国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況として、3 機関連携による経費削減が取り上げられている。
- ・教育研究等に係る年度計画及び実績は、第二期終了後の平成 28 年度に 6 年間分を一括して評価することとなっているため、本件は「業務運営・財務内容等の状況」に係る年度計画の業務実績について評価を受けたものである。

(5) 第 3 期中期目標・中期計画について

寺嶋副学長から、資料「報告 5」に基づき、11 月 6 日開催の国立大学法人評価委員会の審議を受け、文科省法人支援課長から通知のあった「国立大学法人の中期目標及び中期計画の素案についての意見」について報告があった。

主な説明内容は次のとおり。

- ・国立大学法人評価委員会の審議において、個別に修正等が必要であるとの意見はなかったため、同素案を基本に、平成 28 年 1 月中旬を目途に、中期目標原案・中期計画案を文部科学省に提出する予定である旨報告があった。

(6) 平成 27 年度人事院勧告の内容について

大貝理事・副学長から、資料「報告 6」に基づき、平成 27 年度人事院勧告の内容について、給与及び勤務時間については、人事院勧告の内容に沿った対応をする予定である旨報告があった。

主な説明内容は次のとおり。

- ・通常、9 月～10 月頃に開会の臨時国会にて本件に係る法案の改正が成立するところであるが、本年は臨時国会開会が見送られたため、本件に係る法案の改正は平成 28 年 1 月開会の通常国会にて審議される予定。
- ・成立後その内容に応じて、本学の所要の規程等の改正を行い、給与関係については、2 月又は 3 月に対応する予定である旨説明があった。

(7) グローバル対応学生宿舎の整備について

大貝理事・副学長から、資料「報告 7」に基づき、グローバル対応学生宿舎の整備について報告があった。

主な説明内容は次のとおり。

- ・整備手法を選択できる公募を行うこととし、10 月 9 日に公示し、現在、参加事業者の審査を行っている。

[その他事項]

(1) 豊橋技術科学大学関係新聞記事について

学長から、資料「参考」に基づき、平成 27 年 6 月 20 日から平成 27 年 11 月 25 日までの本学関係新聞記事について、説明があった。

以 上